

医療施設等設備整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、地域住民のへき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設等設備整備事業を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「医療施設等設備整備事業」とは、次に掲げるものをいう。

ア 「へき地医療拠点病院設備整備事業」

「へき地保健医療対策事業について」（平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。））に基づき、へき地医療拠点病院の開設者が行うへき地医療拠点病院設備整備事業をいう。

イ 「へき地巡回診療車（船）整備事業」

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、市町、県又は市町の定めた巡回診療計画により行う公的団体、へき地医療拠点病院及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第2項又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第2項の規定に基づき知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行うへき地巡回診療車（船）整備事業をいう。

ウ 「へき地患者輸送車（艇）整備事業」

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、市町、へき地患者輸送事業の実施が必要と知事が判断し実施する公的団体、へき地医療拠点病院、へき地診療所及びへき地患者輸送事業の実施が必要と知事が判断し実施する病院又は診療所の開設者が行うへき地患者輸送車（艇）整備事業をいう。

エ 「遠隔医療設備整備事業」

「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱」（平成13年4月26日付け医政発第484号厚生労働省医政局長通知）に基づき、市町又は知事の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療の実施に必要なコンピュータ機器等の設備整備事業をいう。

オ 「へき地・離島診療支援システム設備整備事業」

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、市町、公的団体及び知事が適当と認める者が行うへき地・離島における診療支援システムの設備整備事業をいう。

カ 「へき地診療所設備整備事業」

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、市町、公的団体及び知事が適当と認める者が行うへき地診療所設備整備事業をいう。

キ 「実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業」

「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」（平成30年3月30日付け医政発0330第6号厚生労働省医政局長通知（以下「実践的な手術手技向上研修設備整備事業実施要綱」という。））に基づき、知事が適当と認める者が行う実践的な手術手技向上研修に必要な設備整備事業をいう。

(2) この要綱において、「公的団体」とは、日本赤十字社静岡県支部、社会福祉法人恩賜財団済生会支部

静岡県済生会及び静岡県厚生農業協同組合連合会をいう。

- (3) この要綱において、「へき地医療拠点病院」とは、「へき地保健医療対策等実施要綱」に定めるへき地医療拠点病院をいう。
- (4) この要綱において、「へき地診療所」とは、「へき地保健医療対策等実施要綱」に定めるへき地診療所をいう。

第3 補助の対象及び補助率

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付決定の下限額

補助額が別表の第6欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 経費所要額調べ（様式第3号）
 - エ 収支予算書（様式第4号）
 - オ 購入医療機器説明書（様式第5号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の変更を除く。）を要する場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円（市町、公的団体以外にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の

注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が市町の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（様式第10号）を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

イ 補助事業者が市町以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(7) 市町長が補助金の交付の決定をする場合においては、(1)から(6)までに掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1)から(4)までの事項中「知事」とあるのは「市町長」と、(4)の事項中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

(8) 市町長が補助金の交付の決定をする際の条件として付した(1)若しくは(3)の承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

(9) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(4)により市町に収入及び補助金に係る消費税及び地方諸費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第7 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第6号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更経費所要額調べ（様式第3号）

エ 変更収支予算書（様式第4号）

オ 変更購入医療機器説明書（様式第5号）

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第7号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 経費所要額精算書（様式第3号）

エ 収支決算書（様式第4号）

オ 補助対象医療機器の写真

カ 契約書の写し

キ 検収調書の写し

(2) 提出期限

補助事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで。

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで。

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

(4) 市町長が補助金を交付する場合の取扱い

市町長が補助金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に取り扱うものとする。この場合において、(3)の事項中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。

2 院内感染対策設備整備事業費補助金交付要綱（平成8年3月8日付け医第1142号保健衛生部長通知）及び災害医療センター設備整備事業費補助金交付要綱（平成9年12月12日付け指第1253号健康福祉部長

通知) は、廃止する。

附 則

この改正は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この改正は、平成15年度分の補助金から適用する。

2 この改正前に従前の規定又は様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

1 この改正は、平成16年度分の補助金から適用する。

2 この改正前に従前の規定又は様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

1 この改正は、平成17年度分の補助金から適用する。

2 この改正前に従前の規定又は様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

この改正は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助額	6 下限額
へき地医療拠点病院設備整備事業	医療機器整備費	1か所当たり 55,000 千円	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費	第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較していずれか少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内	1品につき 500,000 円
へき地巡回診療車（船）整備事業	巡回診療車	1台当たり 1,426 千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費	1 へき地医療拠点病院及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第20条第2項又は離島振興法第10条第2項の規定に基づき知事の要請を受けて巡回診療を行う病院又は診療所の開設者 第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較していずれか少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内 2 県又は市町の定めた巡回診療計画により行う公的団体及び市町 1によって算出された額に2分の1を乗じて得た額以内	—
	巡回診療船	1隻当たり 9,081 千円 (中型の場合は1隻につき 24,982 千円)	巡回診療用船舶建造費及び診療船に積載する医療機械器具購入費		—
へき地患者輸送車（船）整備事業	患者輸送車	(1) マイクロバスの場合 1台当たり 2,829 千円 (2) ワゴン車の場合 1台当たり 1,474 千円	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	1 へき地医療拠点病院、へき地診療所及びへき地患者輸送事業の実施が必要と知事が判断し実施する病院又は診療所の開設者 第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較していずれか少ない方の額と、総事業費から寄附金その他	—

	患者輸送艇	1隻当たり 10,198千円	患者輸送艇購入費	<p>の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p> <p>2 へき地患者輸送事業の実施が必要と知事が判断し実施する公的団体及び市町</p> <p>1によって算出された額に2分の1を乗じて得た額以内</p>	—
遠隔医療設備整備事業	遠隔医療設備整備費	<p>1か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>1 遠隔病理診断</p> <p>(1) 支援側医療機関 4,598千円</p> <p>(2) 依頼側医療機関 14,198千円</p> <p>2 遠隔画像診断及び助言</p> <p>(1) 支援側医療機関 16,390千円</p> <p>(2) 依頼側医療機関 14,855千円</p> <p>3 在宅患者用遠隔診療装置 8,250千円</p>	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	<p>第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較していずれか少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を、2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p>	1か所につき 150,000円
へき地・離島診療支援システム設備整備事業	情報通信機器	<p>1か所当たり</p> <p>1 支援側医療機関 7,857千円</p> <p>2 依頼側医療機関 7,857千円</p> <p>(ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は1と2の合算額とすることができる。)</p>	へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び付属機器等の購入費	<p>第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較していずれか少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を、2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p>	—
へき地診療所設備整備事業	医療機器整備費	1か所当たり 16,500千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費	<p>第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較していずれか少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を、2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p>	1品につき 250,000円

<p>実践的 手術手技向 上研修実 施機関設 備整備事 業</p>	<p>医療機器 等整備費</p>	<p>1か所当たり 71,191 千円</p>	<p>実践的 手術手技向 上研修実 施機関と して必要 な医療機 器等購入 費</p>	<p>第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、いずれか少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p>	<p>—</p>
---	----------------------	----------------------------------	---	---	----------